

公共下水道の供用開始について

4月1日に上河原地区の一部が新規に供用(使用)開始となる予定です。

供用開始後は、生活環境を改善するために、トイレ、台所、風呂などの排水を公共下水道に流すことが義務付けられます。早期の接続をお願いします。

接続のための宅地内の工事は、自費となります。また接続工事は、松伏町排水設備指定工事店以外では行うことができませんので、ご注意ください。

■受益者負担金について

供用開始区域の土地所有者には、下水道が整備されていない区域との不公平を軽減するため、公共下水道工事費の一部として土地1㎡当たり650円の受益者負担金がかかります。4月下旬から、お支払いのための申告書を送付します。必要事項をご記入の上、返送してください。

■舗装復旧工事について

6月から、舗装復旧工事を行う予定です。



東日本大震災で避難されている方への支援を延長します

東日本大震災により被災地から松伏町に避難されている方へ、昨年5月に「松伏町行政サービス利用支援カード」を発行し、町内の行政機関の窓口でカードを提示していただけると、町民と同様の行政サービスを受けることができるように支援しているところです。

平成23年度に引き続き、平成24年度についても避難されている方への支援を延長します。

■対象者／東日本大震災により被災地から松伏町に避難されている方

■利用期間／平成25年3月31日まで

■支援内容／水道料金・下水道使用料の減免、粗大ごみ処理手数料の減免、妊産婦の健康診査、母子健康手帳の発行・乳幼児の健康診査・健康相談、定期の予防接種、介護保険料の免除、就学援助制度事業など全12種別48項目